

第2 春緑苑ヘルパーステーション（介護予防・日常生活支援総合事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する第2 春緑苑ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
  - 4 サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
  - 5 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 第2 春緑苑ヘルパーステーション
- (2) 所在地 春日井市下津町 500 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 2.5人以上(常勤換算)

訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時から午後7時までとする。

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、指定権者の定める額とし、利用者が事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、指定権者の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護

- (2) 生活援助

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市内の中部、柏原、知多、東部、南城、味美、西部、松原及び鷹来中学校区とする。

(苦情解決)

第9条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所で定めた処理手順に基づき、迅速に対応する。

- (1) 苦情原因を把握する。
- (2) 検討会を実施する。
- (3) 利用者に対応策を説明し、改善に努める。
- (4) 解決困難な場合、保険者に連絡する。
- (5) 再発防止に努める。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時に行う。
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年6月1日改正)

この改正は、平成30年6月1日から適用する。

(平成30年10月1日改正)

この改正は、平成30年10月1日から適用する。

(令和2年6月1日改正)

この改正は、令和2年6月1日から適用する。

(令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

(令和4年1月1日改正)

この改正は、令和4年1月1日から適用する。

ただし、令和3年12月31日時点で当事業所を利用している春日井市に在住する者については、改正前の実施地域を適用するため、交通費は徴収しないものとする。

(令和4年4月1日改正)

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日改正)

この改正は、令和6年4月1日から適用する。